

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年11月12日(2020.11.12)

【公開番号】特開2020-96739(P2020-96739A)

【公開日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2020-025

【出願番号】特願2018-236712(P2018-236712)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 3 D

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

A 6 3 F 5/04 6 1 1 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年9月29日(2020.9.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

開閉可能な前面扉を備えた遊技機において、

前記前面扉の所定の基板配置位置には、所定の発光手段が実装された所定のランプ基板があり、

前記所定のランプ基板における前記所定の発光手段の実装面は、少なくとも一部が略白色で構成されており、

前記所定のランプ基板は、所定の位置に設けられた位置決めボスと前記所定のランプ基板に設けられた位置決め穴によって前記所定の基板配置位置に位置決めされ、かつ、所定の固定部材と前記所定のランプ基板に設けられた固定部材穴を用いて前記所定の基板配置位置に固定され、

前記所定の固定部材は、前記所定のランプ基板が前記所定の基板配置位置に固定されている状態において前記所定のランプ基板の実装面側に突出する固定部材突出部を有し、

前記所定のランプ基板が前記所定の固定部材によって前記所定の基板配置位置に固定されている状態において、前記所定のランプ基板の実装面上における前記固定部材突出部の高さは、前記所定のランプ基板の実装面上における前記所定の発光手段の高さよりも高くなっている、

前記位置決めボスは、前記所定のランプ基板が前記所定の基板配置位置に位置決めされている状態において前記所定のランプ基板の実装面から突出する突出部を有し、

前記突出部は、先端が凸ドーム形状となっており、

前記固定部材突出部は、曲面形状を有しており、

前記所定のランプ基板に設けられた前記固定部材穴と前記位置決め穴とは、寸法が異なる径で構成されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する（かっこ書きで、対応する実施形態の構成を示す。）。

本発明（第23実施形態）は、

開閉可能な前面扉（たとえば、ガラス扉505）を備えた遊技機（たとえば、ぱちんこ遊技機500）において、

前記前面扉の所定の基板配置位置には、所定の発光手段（LED641a～641d）が実装された所定のランプ基板（たとえば、上枠右側ランプ基板611）があり、

前記所定のランプ基板における前記所定の発光手段の実装面は、少なくとも一部が略白色で構成されており、

前記所定のランプ基板は、所定の位置に設けられた位置決めボス（位置決めボス682a）と前記所定のランプ基板に設けられた位置決め穴（位置決め用穴683a）によって前記所定の基板配置位置に位置決めされ、かつ、所定の固定部材（ねじ683a）と前記所定のランプ基板に設けられた固定部材穴（固定用穴686a）を用いて前記所定の基板配置位置に固定され、

前記所定の固定部材は、前記所定のランプ基板が前記所定の基板配置位置に固定されている状態において前記所定のランプ基板の実装面側に突出する固定部材突出部（ねじ頭689）を有し、

前記所定のランプ基板が前記所定の固定部材によって前記所定の基板配置位置に固定されている状態において、前記所定のランプ基板の実装面上における前記固定部材突出部の高さ（図123中、「T1」）は、前記所定のランプ基板の実装面上における前記所定の発光手段の高さ（図123中、「T2」）よりも高くなっている、

前記位置決めボスは、前記所定のランプ基板が前記所定の基板配置位置に位置決めされている状態において前記所定のランプ基板の実装面から突出する突出部（突出部687）を有し、

前記突出部は、先端が凸ドーム形状となっており、

前記固定部材突出部は、曲面形状を有しており、

前記所定のランプ基板に設けられた前記固定部材穴と前記位置決め穴とは、寸法が異なる径で構成されている

ことを特徴とする遊技機。